

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち、「ケーブルテレビにおける IP 放送等に関する技術的条件」の検討開始について（案）

1. 検討開始の背景

IP マルチキャスト方式による放送サービスの技術的条件については、平成 19 年 3 月 28 日の答申において今後の課題として「国内のサービス状況や国内外の標準化動向を踏まえ、その必要性も含め継続的な検討を行う必要がある」とされていた。

4K・8K をはじめとする放送サービスの高度化、テレビ視聴形態の多様化等放送を取り巻く環境が変化しているとともに、固定ブロードバンド網の広帯域化等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者等は、インターネットプロトコル（IP）を活用してこのような環境の変化に対応する取り組みが進んでいる。

また、4K・8K 推進のためのロードマップ～第二次中間報告～（2015 年 7 月）に基づき、CS124/128、ケーブルテレビ、IPTV 等による 4K 実用放送が既に開始されており、平成 30 年 12 月には、BS/CS110 により 4K・8K 実用放送が開始される予定である。

このような状況の下、総務省では平成 29 年 11 月から IP ネットワークを活用した放送の普及を図るため「4K・8K 時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する検討会（座長：伊東 晋 東京理科大学 教授）」を開催し、IP 放送の技術基準等の在り方について検討を進め、本年 6 月末までに報告書を取りまとめる予定である。

このような背景を踏まえ、ケーブルテレビの放送サービスの多様化、高度化を図るため、必要な技術的条件の検討を行うものである。

2. 検討内容

平成 18 年 9 月 28 日付け諮問第 2024 号「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおける IP 放送等に関する技術的条件」

3. 検討体制

既存の放送システム委員会（主査：伊丹 誠 東京理科大学教授）において検討を行う。

4. 一部答申を予定する時期

平成 30 年 10 月頃

5. 一部答申後の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。